

3 訪問看護ステーションの利用者の状況

(1) 要介護（要支援）度別利用者の状況

平成25年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たりの訪問回数は、介護予防サービスでは4.4回、介護サービスでは5.8回となっている。利用者1人当たりの訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が6.9回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たりの利用者数をみると、介護予防サービスでは6.3人、介護サービスでは43.9人、1事業所当たりの延利用者数は、介護予防サービスでは27.7人、介護サービスでは255.5人となっている。（表10、図4）

表10 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

平成25年9月				
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人)	1事業所当たり 延利用者数(人)	
総数 ²⁾	5.7	
介護予防サービス ³⁾	4.4	6.3	27.7	
要支援1	3.8	2.0	7.4	
要支援2	4.7	4.2	20.1	
介護サービス ⁴⁾	5.8	43.9	255.5	
要介護1	5.1	7.8	39.5	
要介護2	5.4	10.1	54.7	
要介護3	5.6	7.6	42.6	
要介護4	6.0	8.0	47.9	
要介護5	6.9	9.8	67.8	

注: 1) 健康保険法等のみによる利用者を含まない。

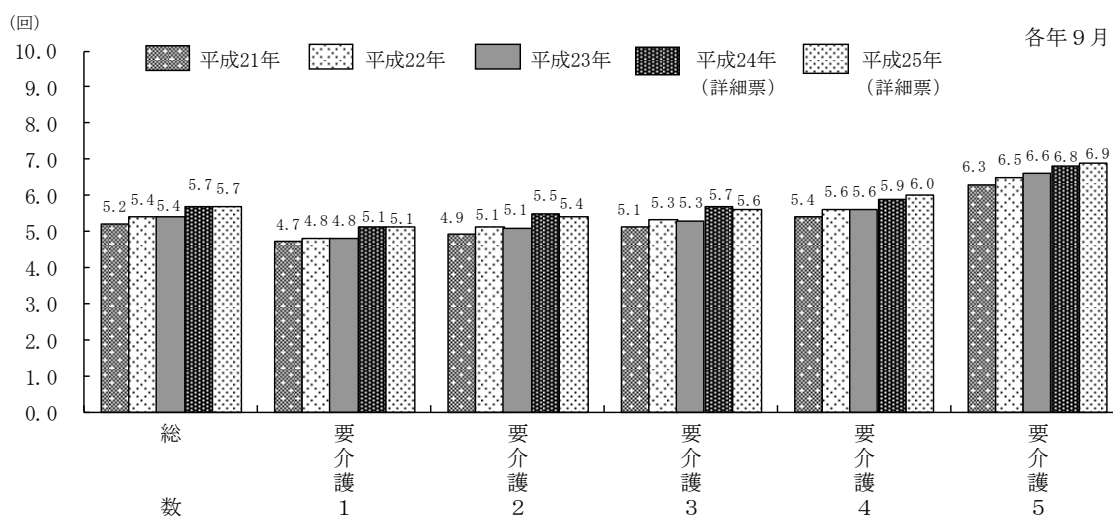
2) 「総数」は、要支援認定申請中、要介護認定申請中等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者を含む。

3) 「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。

4) 「介護サービス」は、要介護認定申請中等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者を含む。

5) 「1事業所当たり利用者数」、「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

図4 要介護度別利用者1人当たり訪問回数の年次推移



注: 1) 健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2) 「総数」は、介護予防サービスの利用者、要支援認定申請中、要介護認定申請中等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者を含む。

(2)～(4)の利用者の状況については、平成25年9月中に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

(2) 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》

平成25年9月中の訪問看護ステーションの利用者のうち、介護保険法による利用者は73.8%となっている。性別にみると、「男」が42.6%、「女」が57.4%となっており、年齢階級別にみると、介護保険法による利用者では「80～89歳」が42.7%、健康保険法等による利用者では「40～64歳」が31.1%と最も多くなっている。(表11)

表11 性・年齢階級別利用者数の構成割合《利用者票》

(単位：%)		平成25年9月		
		総数	介護保険法	健康保険法等
総数		100.0 (100.0)	100.0 (73.8)	100.0 (26.2)
男		42.6	40.3	49.0
女		57.4	59.7	51.0
40歳未満		4.6	・	17.7
40～64歳		12.1	5.4	31.1
65～69		6.9	6.2	8.8
70～79		24.2	25.2	21.5
80～89		35.8	42.7	16.4
90歳以上		15.2	19.5	3.2

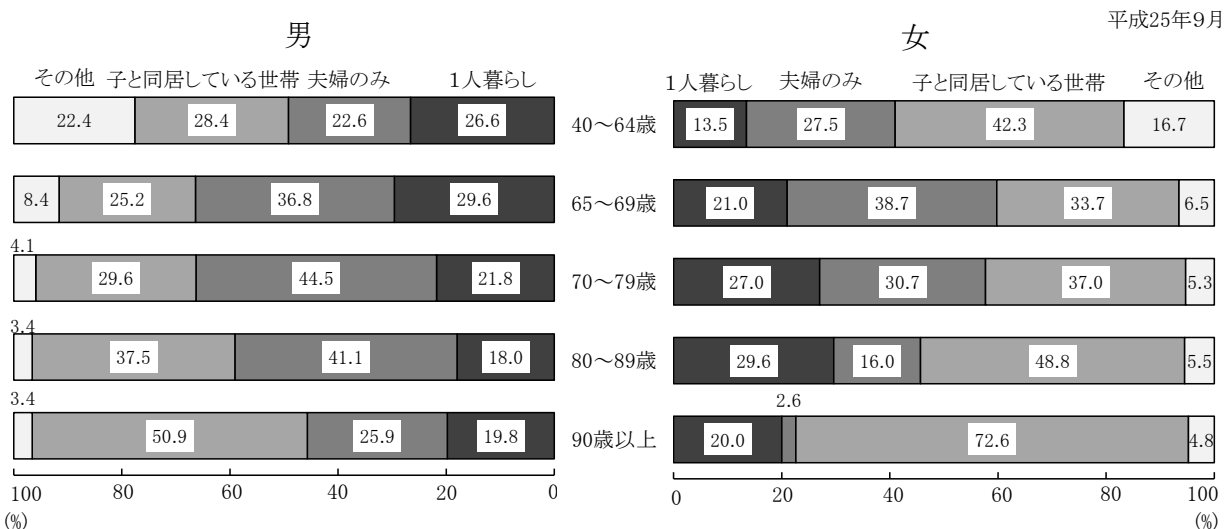
注：1)「総数」は、年齢不詳を含む。

2)「健康保険法等」による利用者は、介護保険法の支払いがなく、後期高齢者医療制度等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

(3) 同居家族の状況《利用者票》

介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について、同居家族の状況を性・年齢階級別にみると、40歳～64歳では男女とも「子と同居している世帯」が最も多くなっており、男は65～89歳の各年齢階級で「夫婦のみ」が最も多く、女は70歳以上の各年齢階級で「子と同居している世帯」が最も多くなっている(図5)。

図5 性・年齢階級別同居家族の状況の構成割合《利用者票》
(介護保険法による利用者)

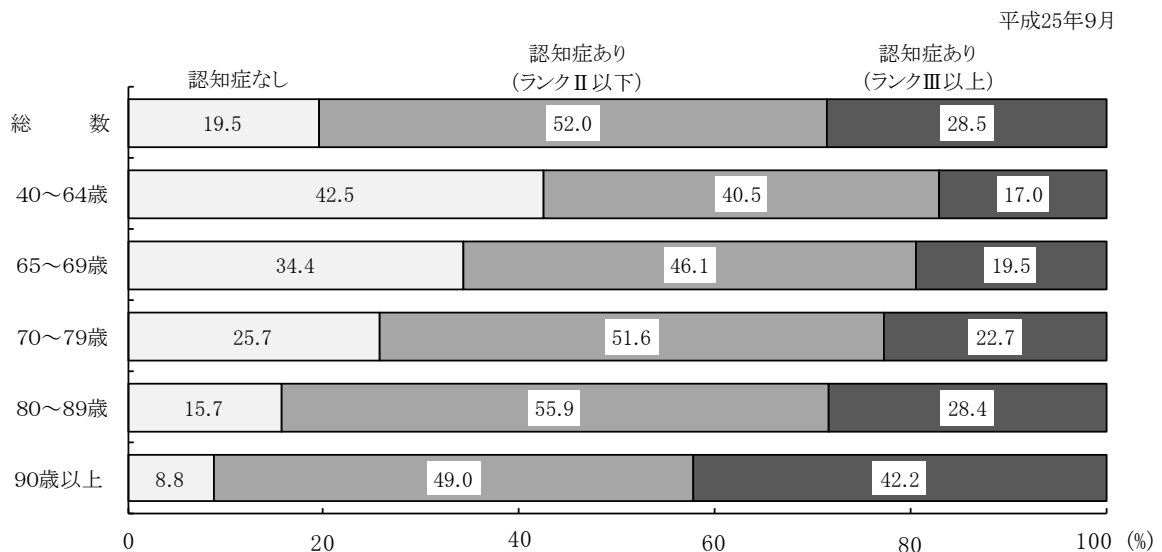


(4) 利用者の認知症の状況《利用者票》

年齢階級別に介護保険法による利用者の認知症の状況を見ると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80～89歳では28.4%が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図6）。

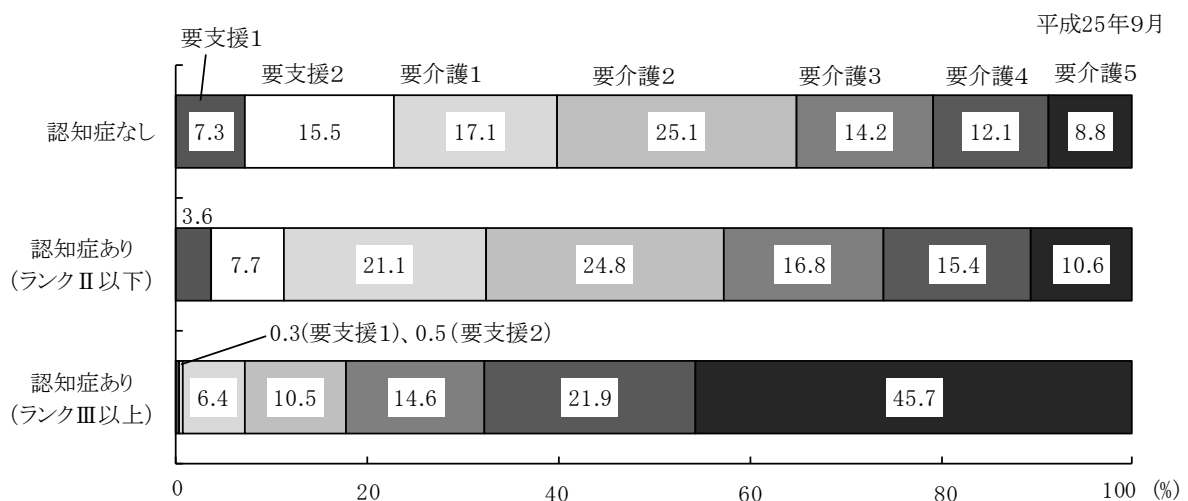
また、認知症の状況別に利用者の要介護（要支援）度の状況を見ると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では「要介護5」が45.7%となっている（図7）。

図6 年齢階級別認知症の状況の構成割合《利用者票》
（介護保険法による利用者）



注: 1) 認知症の状況には、不詳を含まない。
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

図7 認知症の状況別要介護（要支援）度の構成割合《利用者票》
（介護保険法による利用者）



注: 1) 介護保険法による利用者のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者及び要介護（要支援）認定申請中を除く。
2) 認知症のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。